

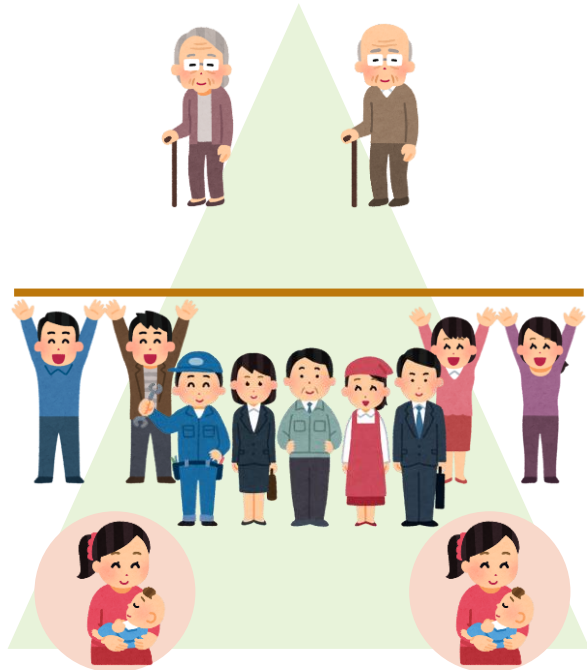
「地域包括ケアシステム」と 母子手帳アプリなど周辺システムについて

2023年3月29日 ver.1.0

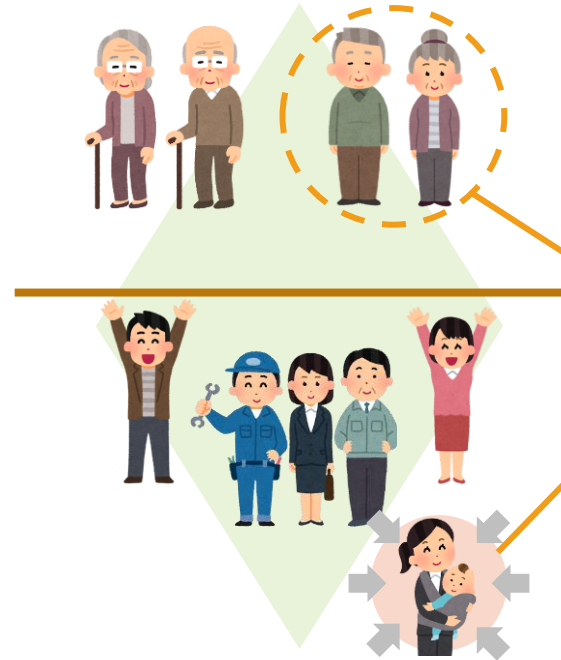
内閣官房こども家庭庁設立準備室 政策参与
畑中洋亮

こどもまんなか社会を目指した構造改革イメージ

従来型社会保障の理念

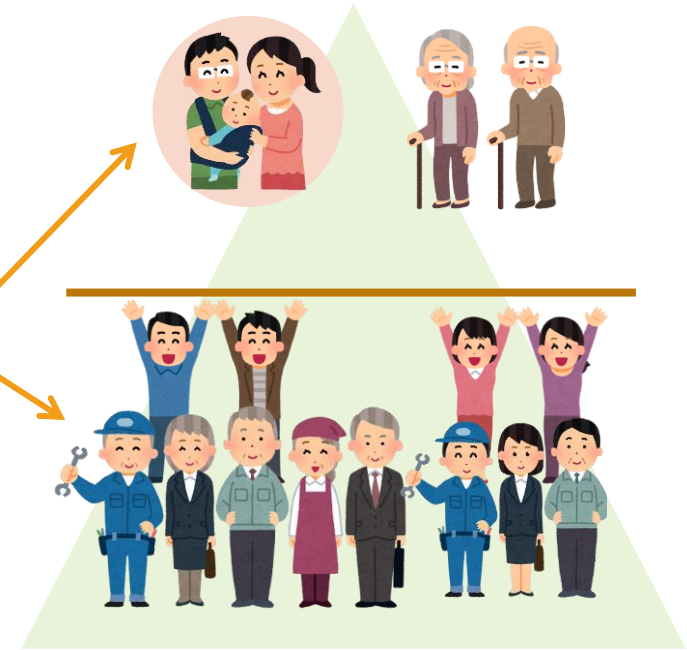


社会保障構造の現状



- 労働人口減少、高齢者人口増加による
 - 税収・社会保障担い手の減少
 - 年金支給額の減少
- **育児負担増による、少子化の進行**など

社会保障のパラダイムシフト



- 高齢者再雇用の促進
- 年金支給開始時期の延期
- **こども財源の大幅拡充**
- **育休(育業)取得促進、育休給付金引き上げ**
- **伴走型支援の拡充**
- **医療・保健DX連携**など

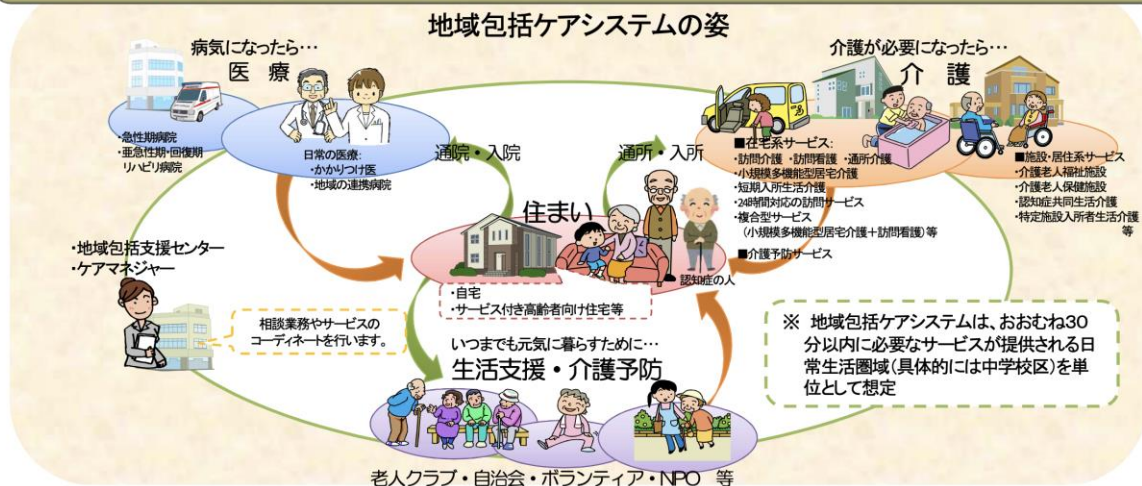
「地域包括ケアシステム」で捉える高齢者・子育て家庭

高齢者向け



地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



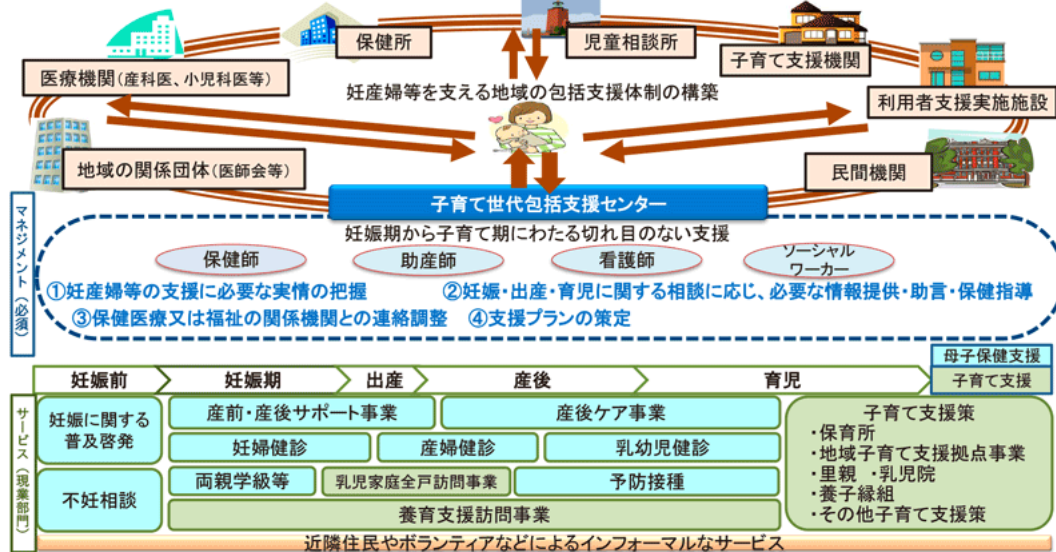
厚生労働省HP「地域包括ケアシステムの実現へ向けて」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

こども・子育て家庭向け



- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。
- 母子保健法を改正し子育て世代包括支援センターを法定化(平成29年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)。
> 実施市町村数: 296市町村(720か所)(平成28年4月1日現在) > **おおむね平成32年度末までに全国展開**を目指す。

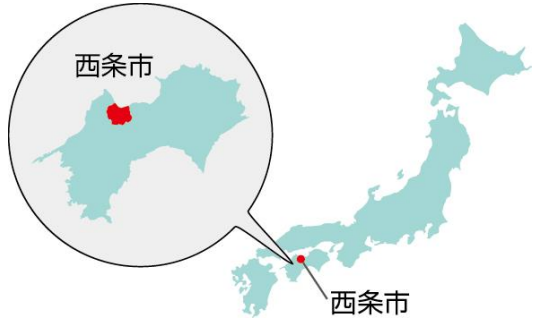


資料：厚生労働省資料

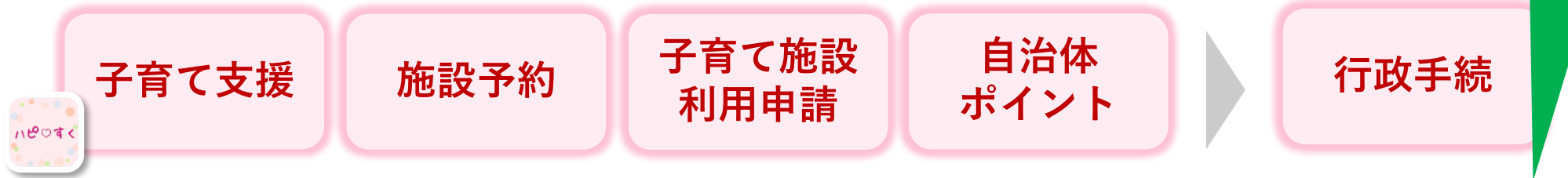
内閣府HP：「子育て世代包括支援センターの全国展開」

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2017/29webgaiyoh/html/gb2_s2-1.html

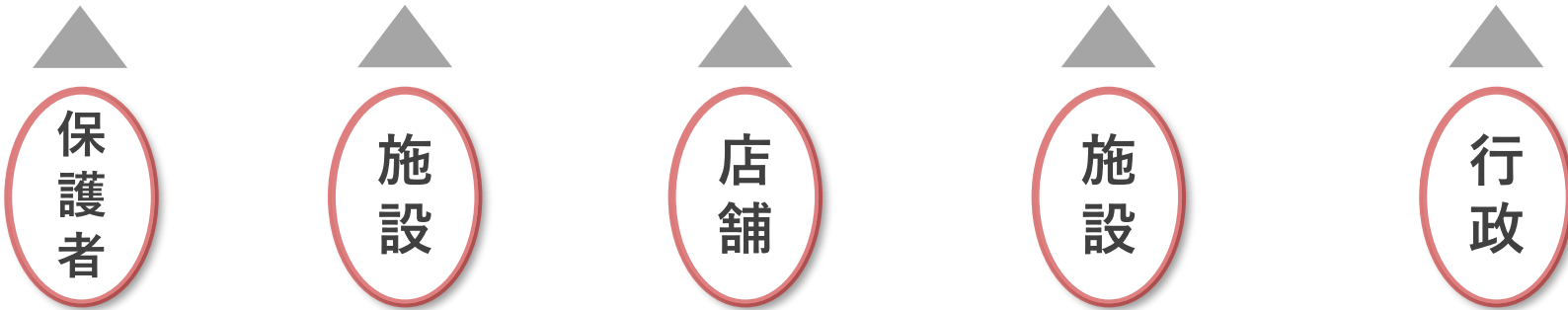
西条市の事例：地域包括ケアシステムとしてのデータ連携基盤



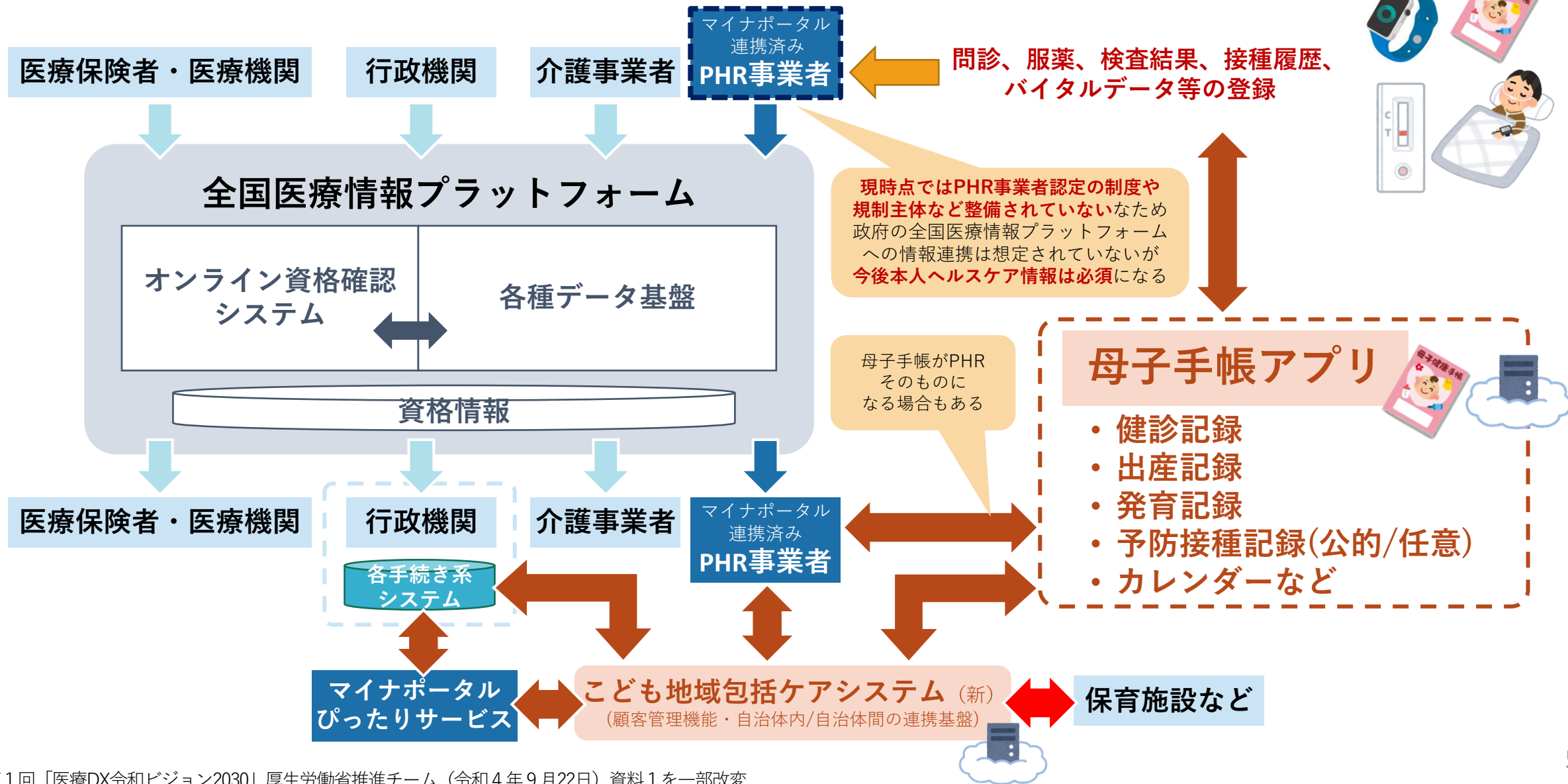
広義・発展系の
地域包括ケアシステム



LOVESAIJO データ連携基盤 (LOVESAIJOプラットフォーム)

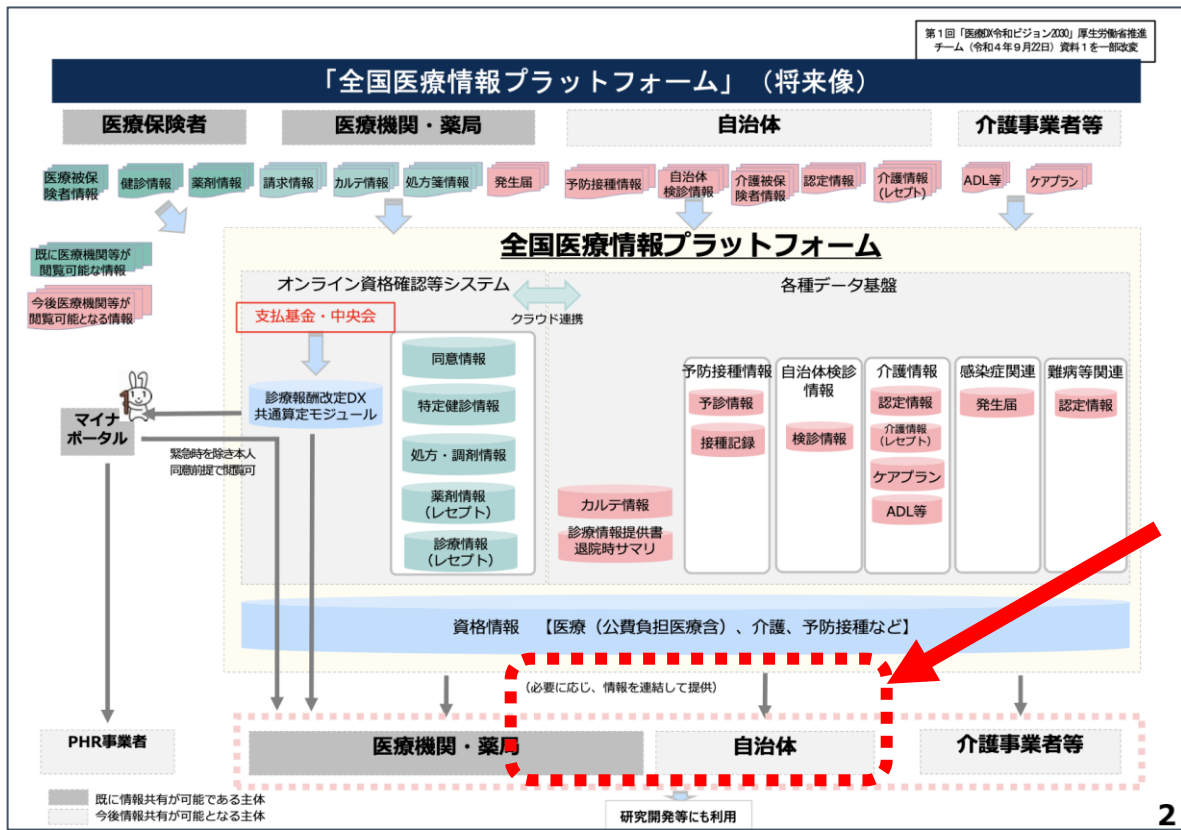


母子手帳アプリと地域包括ケアシステムの関係について



(参考) 健診・診療情報などの行政データ連携

医療DXとして政府が推進する全保険診療機関での診療情報、自治体実施の予防接種・健診情報などのプラットフォーム構築に合わせて、自治体・保健機関等へデータ連携することで、先回りしたプッシュ型伴走支援を可能にする



医療DXに関する施策の現状と課題② (電子カルテ情報の標準化等)

現状

- 電子カルテについては、ベンダーごとに異なる情報の出入力方式が採用されており、異なるベンダーの電子カルテを導入している医療機関の間では、情報の共有が困難。
- これまで、データヘルス改革において、電子カルテ情報の標準化を進めるべく取り組んできており、令和4年3月に、医療現場における有用性等の観点を踏まえ、まずは3文書6情報(※)について、情報の共有にあたっての標準規格を決定(厚生労働省標準規格)。

(※) 3文書：①診療情報提供書、②退院時サマリ、③健診結果報告書
6情報：①傷病名、②アレルギー情報、③感染症情報、④薬剤禁忌情報、⑤検査情報(救急、生活習慣病)、⑥処方情報

課題

- 標準化されている情報の種類が限定的
- 電子カルテシステムを導入している医療機関が限定的

今般の医療DXの推進により実現すること

- 共有できる情報の範囲を広げるため、標準規格を定める情報の範囲を拡大(令和4年度は、透析情報及び一部の感染症発生届について標準規格を定める予定)
- 医療機関にて作成される文書のうち行政手続に使用されるものを標準化・デジタル化し、行政手続のワンストップ化の促進を検討
- 小規模な医療機関向けに、標準規格に準拠したクラウドベースの電子カルテ(標準型電子カルテ)の開発を検討

○ 全国医療情報プラットフォームの拡大に寄与

3

医療DX推進本部会議資料(令和4年11月24日)より抜粋
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/iryuu_dx_suishin/index.html

電子カルテからは3文書6情報の共有が実現する見込みだが、情報種類が限定的で、今後情報項目の拡大、同意取得方法、想定される行政手続きについての整理なども行政の立場から積極的に関与していく必要があるだろう